

令和2年度虐待防止歯科保健研修会 開催要項

1 開催趣旨

埼玉県では平成23年10月18日に「埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例」が公布・施行されました。この条例では基本理念のひとつとして「乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に口腔の健康を確保することを推進すること」と掲げられており、推進すべき施策の基本事項として「妊娠期から子育て期における母子の歯科口腔保健の推進及び児童虐待の早期発見等の促進に必要な施策」が定められています。

埼玉県歯科医師会では、全ての県民が健やかで心豊かな活力ある生活をするように、80歳で自分の歯を20本以上残し、生涯を自分の歯で快適に過ごせる『**県民健口長寿社会の実現**』を目指しています。そのためには長期にわたり健康を維持し機能を十分発揮できる口腔を成育する必要がある、それは歯胚が発生する胎児期にスタートすることから、『マイナス1歳からの歯育て』という概念の『子育て支援』をすすめています。

本年度は、県内の児童保護の観点から児童虐待をテーマとし、更に深く知識を共有したいと考えております。

そこで学術的見地から広島大学の長尾正崇先生、また、埼玉県行政の立場から福祉部子ども安全課の鈴木健一児童虐待対策幹、この2名に講演していただくこととしました。これにより、歯科医療従事者が児童虐待についての知見を深め、埼玉県内の児童虐待の発見や防止に役立つことを期待します。通報が少しでも多くなることを目的として開催いたします。

なお、本講習会は埼玉県が埼玉県歯科医師会に委託する「埼玉県8020運動推進事業」において実施される予定です。

2 主催

埼玉県・埼玉県歯科医師会

3 日時及び会場

日 時 令和2年10月29日（木）13時00分～15時00分

場 所 彩の国すこやかプラザ2階セミナーホール

さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65

4 講習会の内容

講演1：「(仮) 児童虐待対策における歯科医師の役割」

講 師：広島大学大学院医系科学研究科教授 長尾 正崇 氏

講演2：「(仮) 埼玉県の児童虐待防止への取組」

講 師：埼玉県福祉部子ども安全課 児童虐待対策幹 鈴木 健一氏

5 対象者

- ① 歯科医師
- ② 歯科衛生士
- ③ 医師
- ④ 助産師・保健師・看護師等医療関係者
- ⑤ 子育て支援に関わる行政関係者
- ⑥ 保育士

6 受講料

無料

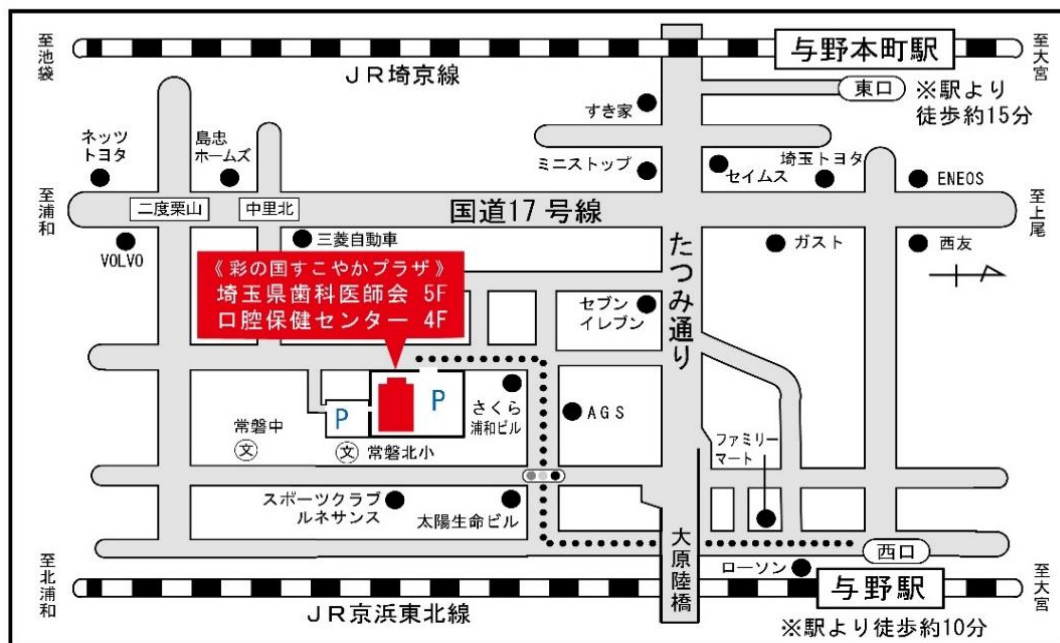
7 募集人員

70名

【会場案内図】

彩の国すこやかプラザ 2階セミナーホール

さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 TEL 048-829-2323



「虐待防止歯科保健研修会」参加申込書

埼玉県歯科医師会 地域保健担当 行

F A X 0 4 8 - 8 2 9 - 2 3 7 6

所属施設名 _____

参加者名・職種

参 加 者 名	職 種

連絡先：事務局より連絡させていただく場合があるかもしれませんので、連絡先（連絡担当者、電話、FAX番号）を記載してください

連絡担当者氏名：

電 話：

F A X：

※10月20日（火）までに FAX にてお申込みください。